令和２年第１回　飯塚市議会会議録第６号

　令和２年３月１７日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第２２日　　３月１７日（火曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　１号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）

（２）議案第２１号　飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

（３）議案第２２号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

（４）議案第２３号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（行政協力員等関係）

（５）議案第２５号　飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（６）議案第４０号　土地の処分（パークタウン潤野）

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　７号　令和２年度 飯塚市介護保険特別会計予算

（２）議案第１６号　令和２年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算

（３）議案第２７号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（４）議案第２８号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

（５）議案第４２号　訴えの提起（立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求）

（６）議案第４３号　訴えの提起（八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求）

（７）議案第４４号　訴えの提起（旧鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求）

（８）議案第５２号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号）

（９）請願第　２号　子育て支援センターのあり方について再考を求める請願

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　２号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

（２）議案第　６号　令和２年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算

（３）議案第　８号　令和２年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算

（４）議案第１５号　令和２年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算

（５）議案第２６号　飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

（６）議案第２９号　飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

（７）議案第３０号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

（８）議案第３１号　飯塚市協働のまちづくり推進条例

（９）議案第３２号　飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例

（10）議案第３６号　契約の締結（鯰田交流センター建設工事）

（11）議案第３７号　財産の譲渡（牟田集会所建物）

（12）議案第３８号　財産の譲渡（庄内元吉第２集会所建物）

（13）議案第３９号　財産の無償貸付け（ふれあい広場）

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　３号　令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）

（２）議案第　４号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第３号）

（３）議案第　９号　令和２年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算

（４）議案第１０号　令和２年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算

（５）議案第１１号　令和２年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算

（６）議案第１２号　令和２年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

（７）議案第１３号　令和２年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算

（８）議案第１４号　令和２年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算

（９）議案第１７号　令和２年度 飯塚市水道事業会計予算

（10）議案第１８号　令和２年度 飯塚市工業用水道事業会計予算

（11）議案第１９号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計予算

（12）議案第２０号　令和２年度 飯塚市立病院事業会計予算

（13）議案第２４号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例（農業委員等関係）

（14）議案第３３号　飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例

（15）議案第３４号　飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例

（16）議案第３５号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

（17）議案第４１号　権利の放棄（山倉外）

（18）議案第４５号　市道路線の廃止

（19）議案第４６号　市道路線の認定

第２　令和２年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

１　議案第　５号　令和２年度 飯塚市一般会計予算

第３　人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第４７号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること

２　議案第４８号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

３　議案第４９号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

４　議案第５０号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

５　議案第５１号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第４　追加議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第５３号　教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること

第５　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第１号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出

２　議員提出議案第２号　中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書の提出

３　議員提出議案第３号　公立・公的病院の再編統合に関する意見書の提出

第６　報告事項の説明、質疑

１　報告第１号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

２　報告第２号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）

３　報告第３号　専決処分の報告（支払督促申立に対する異議申立て（市営住宅使用料請求  
事件））

４　報告第４号　専決処分の報告（支払督促申立に対する異議申立て（学校給食費請求事件））

５　報告第５号　平成３０年度児童虐待に関する状況の報告

６　報告第６号　専決処分の報告（支払督促申立に対する異議申立て（学校給食費請求事件））

第７　署名議員の指名

第８　閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第１号」から「議案第４号」までの４件、「議案第６号」から「議案第４６号」までの４１件、「議案第５２号」及び「請願第２号」、以上４７件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

　総務委員会に付託を受けました議案６件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第１号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）」、「議案第２１号　飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」及び「議案第２２号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上３件については、執行部から、補正予算書並びに議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２３号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（行政協力員等関係）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の条例改正により、行政協力員及び行政協力補助員が非常勤特別職という公務員の枠から外れ、私人となるが、これまで公務員ということで制限されていた選挙運動が可能となるのかということについては、今後も行政の補完行為を行っていただくものであり、その立場を利用して、例えば、市報等の配布の際に選挙関係の書類を入れるといったようなことは問題があると考えるので、自治会関係の所管課と協議しながら、その基準等を明確にしていきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２５号　飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第４０号　土地の処分（パークタウン潤野）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「パークタウン潤野の不動産鑑定の妥当性」については、本物件の鑑定書は、不動産の鑑定評価に関する法律の定めによる不動産鑑定士の資格を有する者が作成したものであり、鑑定は適正に行われているという答弁であります。

次に、質疑応答の主なものとして、市が最低売却価格として提示した７１６０万円は、坪単価に換算すると１万２５４０円となるが、近隣の住宅の固定資産税評価額との乖離がないかチェックしたのかということについては、チェックはしていないという答弁であります。

次に、不動産鑑定に基づく最低売却価格が妥当かどうかの判断は誰が行ったのかということについては、庁内の協議機関である財産管理審議会で審議を行ったが、特に異論は出なかったという答弁であります。

次に、この土地を土地開発公社から買い戻した際の価格は幾らかであったのかということについては、土地開発公社が約８８００万円で先行取得した後、長期保有していたため、その利息分の約４５００万円を合わせ、買い戻し額は約１億４千万円であるという答弁であります。

この答弁を受けて、土地が売れて分譲され、家が建てば、新たに土地及び建物の固定資産税といった付加価値がつくことは理解するが、最初の価格の決め方があまりにも安く、かつ根拠がはっきりしていない。今後、土地の処分を進めていくと思うが、本当に妥当な金額か精査するとともに、財産管理審議会での審議を充実させてほしいという要望が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私がただいまの総務委員長報告のうち、「議案第４０号　土地の処分（パークタウン潤野）」に反対の立場から討論を行います。

まず、今回処分土地１万８８４１平方メートルについて、不動産会社未来エステート株式会社に売り渡す金額は１億３８００万円です。市立病院を初め、医療機関、県立嘉穂高校や学習塾、大型商業施設が近い上に、道路と鉄道の便もよく、しかも水害は想定できない。住宅開発には大変有利な土地です。市内の住宅用地の売り出し価格を考慮すれば、１億３８００万円は妥当な金額とは考えにくいのであります。さらに、この１億３８００万円が土地を市が手に入れるまでに投入した金額と考えられる１億６０４２万円にも遠く及ばないことも指摘しておきます。この１億６０４２万円の内訳を言えば、１つは、２０１５年２月、福岡県から取得させていた土地開発公社からの買い戻し取得費１億４０９２万円です。このうち、土地購入費８８９６万円、利息４５２４万円、事務費６７１万円であります。２つは、翌２０１６年１月、日鉄鉱業からの取得費６７３万円、３つは、２０１７年１０月、日鉄鉱業及び個人からの取得費用２８３９万円の４５％としても、１２７７万円であります。使用価値の少ない所有者がばらばらの３つの土地購入費を合わせただけでも、１億８４４万円。形を整えた、つまり使用価値が上がったはずの土地の最低売却価格は７１６０万円。地元花咲台自治会の要望を受け入れたことから、市が依頼した大和不動産鑑定株式会社の鑑定価格７８４０万円を６８０万円下回ったとの説明がありました。こうしてつくられた最低売却価格を、市幹部でつくる財産管理審議会が何の意見も出さず了承したのは納得できません。以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）」、「議案第２１号　飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」、「議案第２２号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第２３号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（行政協力員等関係）」及び「議案第２５号　飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、以上５件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案５件は、いずれも原案可決されました。

「議案第４０号　土地の処分（パークタウン潤野）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

福祉文教委員会に付託を受けました、議案８件及び請願１件について審査した結果を報告いたします。

「議案第７号　令和２年度 飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第１６号　令和２年度　飯塚市学校給食事業特別会計予算」、以上２件については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２７号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２８号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」及び「請願第２号　子育て支援センターのあり方について再考を求める請願」、以上２件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書等に基づき補足説明を受けた後、請願の紹介議員から請願に関する資料提出及び趣旨説明を受け、審査いたしました。

議案に対する質疑応答の主なものとして、指定管理者制度を導入するメリットはどのようなものがあるのかということについては、民間事業者のノウハウを取り入れることにより、効率的な施設の運営や管理を行うことができると考えているという答弁であります。

次に、子育て支援センターの利用者を乳幼児とその保護者に限定するのは、なぜかということについては、厚生労働省が定める地域子育て支援拠点事業実施要領において、子育て支援センターは乳幼児とその保護者を対象として事業を実施することとなっているため条例に明記するものであるという答弁であります。

次に、今回の条例改正により、乳幼児の保護者が小学生以上の児童を連れてきた場合、利用が制限されるのかということについては、子育て支援センターは、乳幼児及びその保護者が安心して利用できる交流の場、相談、援助を受けられる場としての機能を確保することが重要であり、小学生以上の子どもたちを制限なく受け入れることについては、支障を来すおそれがあるものと考えている。しかしながら、やむを得ない事情がある場合には、各支援センターの委託先とも十分に協議しながら、柔軟な対応をしたいと考えているという答弁であります。

次に、請願の理由に子育て支援センターの現場スタッフ、利用者及び子どもたちの声を聞いてほしいとあるが、各地域の子育て支援センターからの意向や情報・問題点の共有化は図られていないのかということについては、定期的に実施している合同育児講座の開催時に情報の共有化を図っているという答弁であります。

なお、審査の過程において、委員の中から、育児中の保護者の意見や各地域の子育て支援センターの特性を生かした仕組みづくりを十分に協議する必要があるため、継続審査としてほしいとの意見が出され、採決をした結果、賛成少数で否決いたしました。

以上のような審査の後、委員の中から、子育て支援センターの運営については、現場の意見やさまざまな問題を把握し、検討していく必要はあるが、今回の条例改正は厚生労働省が定める要領に基づくものであり、本案に賛成であるという意見や、子育て支援センターへの指定管理者制度の導入は、職員が現場の活動状況の把握や子どもたちと触れ合う機会が減少するため本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、「請願第２号　子育て支援センターのあり方について再考を求める請願」については、「議案第２８号」を原案どおり可決すべきものと決定したため、みなし不採択といたしました。

次に、「議案第４２号　訴えの提起（立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求）」、「議案第４３号　訴えの提起（八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求）」及び「議案第４４号　訴えの提起（旧鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求）」、以上３件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案３件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第５２号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　「請願第２号　子育て支援センターのあり方について再考を求める請願」に賛成の立場から並びに「議案第２８号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論を行います。

この条例は、子育て支援センターの管理運営を指定管理者に行わせることを可能にするため、関係規定を整備するものですが、あわせて子育て支援センターの利用者について改正されています。この利用者に関して、乳幼児とその保護者と書かれていたことから、今回の請願が出されました。請願の趣旨は、１、私たち子育て支援センターの利用者並びに支援の現場などの意見を聞いてください。２、利用者に関する制限に関しては、現場の判断を尊重してください。３、各子育て支援センターの行う子育て支援などが十分かつ多様なものとなるように、また、地域間格差がなくなるように、各子育て支援センターのあり方について再考してくださいというもので、現場ならではの視点から、今回の条例並びに現状の子育て支援センターの問題点を指摘し、改善を求めるものでした。改めて請願の一部を紹介します。現在の飯塚市子育て支援センター条例には利用者に関する制限は何らありませんが、市からの指示により、小学生以上の子どもは入室が禁止されています。このことにより、親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援する場のはずの子育て支援センターに小学生以上の保護者が第２子、第３子を出産した場合、上の子どもたちを連れていけないという事態が起きています。今まで遊びに来ていたお子さんの成長を一緒に喜んでいたはずが、小学校入学とともに、もうここには入れませんとドアを閉めるスタッフの苦しさをご理解ください。また、低学年の子どもを留守番させてまでセンターに来られない親子の声に耳を傾けてください。これは子育て支援センターの運営を受託して７年目に入り、ゼロ歳だった子どもたちが成長して、より明確になってきた課題です。今回の条例改正で、この状況が固定化されると考え、急遽、今回の請願が出されました。また、このままの条例改正が行われると、出産前の妊婦や子育てに悩む就学期の子どもを持つ親が相談に来ることもできませんともあります。「利用者」という条文が書かれ、そこに「支援センターは、乳幼児及びその保護者が利用することができる。」とだけ書かれていたら、そう考えるのが当たり前と思っていました。一方、今回の条例、請願の審査に当たり、市は小学生以上の子どもたちを際限なく受け入れることは、本来の乳幼児及びその保護者を対象とした子育て支援センターにおける事業を実施するに当たり、支障を来すおそれがある。しかし、子育て支援センターの運営に支障を来たさない範囲であれば柔軟な対応ができるようにしたいなどと述べ、請願にあったようなケースにも対応する考えを示しました。この市の方針を受け、委員会の審査はおおよそこの部分に集中し、結果として条例案は可決、請願はみなし不採択とされました。これで現実的には心配された状況は改善されるかもしれません。今までの市の姿勢からすると大きな前進であり、ある意味、請願の目的が達成されたとも言えるでしょう。ただ、これでよかったのでしょうか。この請願の要旨の第１は、私たち子育て支援センターの利用者並びに支援の現場などの意見を聞いてくださいということです。再三、市側に働きかけてきてもだめだったけれど、議会は私たちの話をちゃんと聞いてしっかり考えてほしい。いわば市民の議会へのＳＯＳだったのではないでしょうか。今回、請願をみなし不採択とすることで、市民に私たちはあなたの話を聞きませんという誤ったメッセージを送ることになるのではないでしょうか。条例の改正の大きな目的である指定管理者制度の導入は令和３年度からの予定であり、今までの他の施設の指定管理者制度導入の際のスケジュールを見ると、６月もしくは９月議会での条例改正で十分間に間に合います。行政に配慮しながらも継続して審査する中で、条例案を請願者や行政と協議しながら、修正することもできたかと思います。指定管理者の導入に反対するものではありませんが、提案された条例案では、利用者に関する規定が不安定なままです。

以上の理由から、「請願第２号　子育て支援センターのあり方について再考を求める請願」に対し賛成、「議案第２８号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」に対し反対といたします。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　ただいま福祉文教委員長より報告のありました「議案第２８号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」について反対の立場、また、「請願第２号」には賛成の立場で討論いたします。

理由は２つあります。１つは、全ての子育て支援センターを指定管理や委託にするのではなく、直接運営するほうが私はいいのではないかと考えるからです。私は指定管理や委託が経営上、得なこともたくさんあると思います。しかし、子育てをまちづくりの柱と考えるならば、子どもの実態、保護者の実態、子育ての実態、虐待、全ての実態を直接理解し合い、親に寄り添い、それが子育ての事業に生きてくるのではないかと私は考えるからです。また、２つ目は、利用者に関しての議論が不十分だと判断するからです。児童福祉法第６条の３第６項では、「地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省で定めるところにより、乳児または幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう」とあります。飯塚の子育て支援センターは、この法律が根拠法となっております。そこで利用者に関して乳幼児とその保護者が利用できるとしたのも理解ができるところであります。しかし、今回、子育て支援センターから請願が出ました。要旨として、１、子育て支援センターの利用者及び支援の現場の意見を聞いてほしい。２、利用者に関する制限に関しては、現場の判断を尊重してほしい。３、各子育て支援センターの行う子育て支援が十分かつ多様なものとなるように、また地域間格差がなくなるように、各子育て支援センターのあり方について再考してほしいというものでした。そこで、令和２年３月６日の福祉文教委員会の中でも、執行部のほうから乳幼児の小学生以上の兄弟姉妹を連れていかないと相談に行けない場合は、子育て支援センターの運営に支障を来たさない範囲であれば、柔軟な対応をしてもよいのではないか。各支援センターの委託先と十分協議しながら、共通認識を持って柔軟な対応ができるようにしたいというような旨の答弁がありました。本当にありがたいことだと私も考えます。また、八女市の子育て支援センターの条例がありまして、それをよく読んでみますと、「利用者」の中に、乳幼児とその保護者以外に、「これから子育てを行おうとする者及びその者に同伴する者」と明記されてあります。条例というものは、いろんな考えをしっかりと明記することに意味があるのではないかと私は考えます。実際に子育て支援センターの支援者と十分に協議して、現場の声を聞き、共通認識を持ってから条例に明記すべきではないでしょうか。このままの状態では大変不安定な要素が多く、市民からまた話し合いの結果を求められないのではないかと考えます。飯塚市の合計特殊出生率は１．７５、全国の１．４３、福岡県の１．５１を上回っています。つまり、飯塚市にはたくさんの２人、３人の子どもの子育てをしているところが多い。小学生以上の子どもを持ちながら、乳幼児の子どもを育てている保護者がたくさんいるのではないかと考えます。１人ではない、兄弟での子育てを切れ目なく支援するために、時間をかけて市民と協議することが何より大切ではないかと考え、「議案第２８号」には反対、「請願第２号」には賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第７号」、「議案第１６号」、「議案第２８号」に反対、「請願第２号」には賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する子育て支援センター条例の一部改正についてであります。子育て支援センターはもともと菰田、枝国、筑穂、庄内、頴田の５つの公立保育所をセンターとして、直営で行われてきました。公立保育所の保育士の退職を正規職員で補充しない市の流れの中で、４つに減らされ、民間委託が進んでいます。今回、街なか子育てひろばを初めとして、指定管理者制度を導入しようというのは、とにかくやるんだとでもいうような、指定管理者制度推進委員会の意向につき従っただけのものであります。子育て支援を充実するという発想から求められたものではありません。現在は市が行っているエレベーター管理、清掃、補修、１階の専用駐車場の管理までさせようとするものです。施設管理業者が指定管理者となり、子育て支援業務に当たる職員を採用することになれば、子育て支援サービスは後退しかねないのであります。賛成する「請願第２号　子育て支援センターのあり方について再考を求める請願」は、その結論において、子育て支援センターの現場のスタッフや利用者、そして子どもたちの声をお聞きいただき、そのあり方について、議会において詳細に検討していただくよう強くお願いいたしますとするものであり、議会として当然賛成できるものであります。「議案第２８号」の可決を理由とするみなし不採択は認められないのであります。

次に、反対する介護保険特別会計予算案についてです。高齢者世帯の収入水準が大きく減少する傾向に対して、介護保険料は、その基準額が制度発足時には、旧飯塚市で３３９６円、本市合併時４９７５円、そして現在６６００円で１．９倍に膨れ上がり、高齢者の暮らしを大きく圧迫しています。その一方、給付においては、介護度が本人の自覚より軽く認定される傾向も否定できません。こうした事態を反映した本予算案を認めることはできません。

次に、反対する学校給食事業特別会計予算案についてであります。本市２９校は全て自校方式で行われています。市が直接責任を負っているのは、穂波地区では穂波東小中一貫校を除く４校、筑穂地区の４校のみですが、それも退職する職員にかわる新規採用はしない方針により、いずれ消滅の方向に向いています。そのほかの２１校は民間委託ですが、市は実際に調理を行う職員の健康状態、雇用実態を把握する仕組みはなく、業者選考においても考慮がないという説明であります。現場で働く職員を市が採用するなどして、より安全で安心な自校直営方式に流れを切りかえる必要があります。以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第７号　令和２年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第１６号　令和２年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第２７号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第２８号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第４２号　訴えの提起（立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求）」、「議案第４３号　訴えの提起（八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求）」、「議案第４４号　訴えの提起（旧鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求）」及び「議案第５２号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号）」、以上４件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

「請願第２号　子育て支援センターのあり方について再考を求める請願」については、先ほど「議案第２８号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」が原案可決されましたので、不採択とされたものとみなします。

協働環境委員長の報告を求めます。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

協働環境委員会に付託を受けました議案１３件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第２号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査したのち、委員の中から、国民健康保険給付費等準備基金を取り崩し、適正な国民健康保険税額に引き下げるべきであるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６号　令和２年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、執行部から、当初予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、国民健康保険給付費等準備基金が９億円以上ある状況で、国民健康保険税の引き下げを行わない理由は何かということについては、試算では令和２年度、３年度であわせて１億９千万円程度の赤字を見込んでおり、単年度収支が赤字となっている状況で、保険税の引き下げはできないと判断しているという答弁であります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関して、国からの通知等はあったのかということについては、厚生労働省からの通知で、市の窓口等での感染拡大を避ける目的で、感染者やその疑いのある人は、資格証明書でも診療が受けられるような取り扱いをするよう示されているという答弁であります。

次に、法令では、特別な事情がある場合は、資格証明書を発行しないことになっているが、資格証明書の発行は、どのように行っているのかということについては、対象となる世帯主に状況説明書を提出してもらい、その内容を踏まえて最終的に資格証明書を発行しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、保険税が高額であり、滞納者に対し短期保険証や資格証明書が発行されていること、また市民生活を顧みない徴税が行われていることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８号　令和２年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、執行部から、当初予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、保険料負担を軽減するためにどのような取り組みを行っているのかということについては、以前より県市長会を通じ、高齢者の負担が過度にならないよう、国に要望を行っており、市としても負担軽減のため、医療費の適正化に取り組んでいくという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、７５歳以上の方を一方的に差別的医療制度に組み込んでいること、また保険料が高額であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１５号　令和２年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、執行部から、当初予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２６号　飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２９号　飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、条例改正により、どの程度の財源が必要になるのか、また自己負担をなくすためには、どの程度の費用がかかるのかということについては、本条例改正により年間約３千万円、自己負担をなくすためには、約８千万円の財源が必要になると試算しているという答弁であります。

次に、条例改正に至った理由は何かということについては、嘉麻市では中学校卒業まで助成がされていること、また全国の自治体を調査したところ、９割近くの自治体で、中学校卒業まで医療費の助成を行っていることも考慮して、条例改正に至ったものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、子育て世代の負担が軽減され、医療機関への受診促進につながるため、本案に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第３０号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第３７号　財産の譲渡（牟田集会所建物）」及び「議案第３８号　財産の譲渡（庄内元吉第２集会所建物）」、以上３件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、本案３件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第３１号　飯塚市協働のまちづくり推進条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、条例制定に至った理由は何かということについては、まちづくり協議会が１２地区で発足して約７年が経過したが、活動団体の方々から市民協働のまちづくりそのもののルールやまちづくり協議会、自治会、地域活動団体、市民活動団体などの役割等が明確にされていないという意見をいただいており、本条例でそれらを整理することにより、さらなる協働のまちづくりの推進を図るために条例を制定するものであるという答弁であります。

次に、第２条で、市民だけでなく事業所や法人、市内へ通勤、通学する者を含めて、「市民等」として定義し、第５条では、市民等の役割として、まちづくりの主体として協働のまちづくりを実践するよう努力義務が課されている。これらを条文化することは適当であると考えているのかということについては、協働のまちづくりを推進していく中で、市内に勤務している人や学生も各地域のまちづくりの活動に参画されており、対象範囲に含めることは適当であると考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、第５条第２項の規定では、通勤・通学者にも自治体加入の努力義務を課すことになるが問題はないのか、また「地域まちづくり推進条例（仮称）」策定委員会ではどのような議論が行われたのかということについては、市民以外にも自治会加入の認識を持っていただきたいと考え規定したものであり、あくまでも努力規定であるため問題ないと考えている。また策定委員会では、条例に明記する必要があるのかといった意見や、自治会加入促進に努める文言をさらに強く入れてほしいといった意見があり、最終的には、「市民等は自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする」としたものであるという答弁であります。

次に、まちづくり協議会については、条例の中で構成メンバーの定義づけを行うべきではないのかということについては、まちづくり協議会発足時に、市として参画団体の例示はしたが、市が画一的に組織構成を決めるべきではないと考えているという答弁であります。

次に、まちづくり協議会が行うべき事業については規定する必要があると考えるが、そのような議論はなかったのかということについては、平成２５年１０月に作成した「新しいまちづくりに向けて（第１版）」という冊子をもとに、各まちづくり協議会が行うべき事業等も含めて規約等で定めており、これに基づき、協働のまちづくりに向けた活動に取り組まれているものと考えているという答弁であります。

次に、本条例を制定しなければ行えない施策があるのかということについては、施策を実施できないわけではないが、条例制定により交流センターに市民交流プラザやボランティアセンターとしての機能が充実され、協働のまちづくりを推進する施策を行うことができると考えているという答弁であります。

次に、第１４条に市職員の参加促進が規定されているが、条文化した理由は何かということについては、参加を強制するものではないが、市職員も当然、一地域住民であるため、地域の構成員である意識を高め、積極的に地域活動、協働のまちづくりの活動への参加を促進したいと考え、規定したものであるという答弁であります。

次に、第１５条の協働のまちづくり推進委員会の構成を規則等でどのように規定しようと考えているのか、また営利団体の代表者が参画することはないのかということについては、学識経験者、市内各種団体の代表者、市民公募により１５名以内となるよう規則等で選出区分を定めることにしている。営利企業の代表者を選出することは考えていないが、各種団体の代表者や市民公募の方などが営利事業を行っている可能性はあるという答弁であります。

なお、審査の過程で、委員の中から、条例の必要性は理解しているが、条文にわかりづらい点があり、関連する資料を十分読み込んだ上で、文言の修正等を含め検討すべきであるため、継続審査としてほしいという意見が出され、採決を行った結果、賛成少数で、継続審査とすることは否決されました。

以上のような審査の後、委員の中から、条文に不適当な文言や必要な文言が欠けているなど修正が必要である。また地方自治、福祉の増進、住民自治の理念が欠けているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第３２号　飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」及び「議案第３６号　契約の締結（鯰田交流センター建設工事）」、以上２件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案２件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第３９号　財産の無償貸付け（ふれあい広場）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、ふれあい広場は、貸し付けを開始してから６年が経過するが、地元の方々からどのような評価を受けているのかということについては、可能な限り筑穂地区の食材を使用し、できるだけ安価な料金設定にするなど、地域性を重視して経営を行っており、筑穂地区だけでなく、市内外の方からも大変好評を得ているという答弁であります。

次に、今後の課題として、どのようなことが考えられるのかということについては、安定した経営、新たなイベントの実施、ＰＲ活動などにより、筑穂地区まちづくり協議会と協働して、さらなる利用促進を図りながら地域活性化につなげていきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第２９号」に賛成、「議案第２号」、「議案第６号」、「議案第８号」及び「議案第３１号」には反対の立場で討論を行います。

子どもの医療費の支給に関する条例の今回改正は、賛成するものであります。外来における助成を小学６年生までから中学３年生まで、ことし１０月から対象を拡大し、子育て世代の願いに沿う大きな一歩前進であります。自己負担１２００円は、受診抑制につながりかねず、嘉麻市と同じく無料化を図ることは急務であります。

次に、反対する２０１９年度国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、市民に高い国民健康保険税を払わせて、１億５９８０万円もの基金積み立てを行うのは、あまりに不適切であります。２０２０年度国民健康保険特別会計予算案は、福岡県の引き上げ圧力に対して２年据え置きを打ち出していますが、それでも高過ぎる国民健康保険税によって、年度末基金残高は８億５７９０万円と他都市にはほとんどないほど積み上げるものとなっています。国民健康保険税は子どもの均等割分の減免の制度化を初め、市民の大幅な負担軽減を図るとともに、新型コロナウイルス対策の観点からも正規保険証の原則交付を行うべきであります。

反対する後期高齢者医療特別会計予算案は、保険料の負担が重くのしかかるものであり、反対です。そもそも７５歳を超える高齢者だけを差別的に囲い込む医療制度は認められません。

反対する協働のまちづくり推進条例づくりについては、地方自治と住民自治の発展への熱い思いに支えられたものであり、敬意を表するものであります。しかしながら、今回条例案が市民生活に与える影響を考慮すれば、なお十分な検討をしてしかるべきと考えるものです。その主な点は次のとおりであります。第１、前文及び第１条、目的において、地方自治、住民福祉の増進及び住民自治の理念についての言及が必要ではないかということ。第２、第１章　総則の第２条、定義において、市民活動団体は営利を目的としないものとする一方、まちづくり協議会には賛同する団体として、営利を目的とする団体を排除していないことは適当かということ。第３は、第２章　市民等、活動団体及び市の役割において、第５条、市民等の役割として、自治会活動など、協働のまちづくりの実践に努めるものとするばかりか、第２項において、市民等はみずからが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする規定は、人権の根本にある個人の尊重の立場から適当であるかということ。第４に、同じく第２章において第８条、地域活動団体の役割の規定が別にあるのに、それに含まれる自治会とまちづくり協議会の活動のあり方に関する規定を第６条と第７条に重ねて詳しく規定することは、条例案がうたう、自主性尊重の精神と矛盾はないか。第５に、第３章　協働のまちづくりの第１４条、市職員の意識及び参加推進において、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならないとしていることは、個人の尊重との矛盾はないか。また、市民等の役割、自治会の役割、まちづくり協議会の役割、地域活動団体の役割、市民活動団体の役割についての「努めるものとする」との規定と、均衡を欠くことは妥当であるかということ。第６に、最後ですが、第４章　飯塚市協働のまちづくり推進委員会の規定はどういう役割を果たすのかについて、抽象的である上に、その組織運営について規則で定めるとして、市長１人の判断ということになっていることは、実際において民主的な運営が保証されるのかの十分な検討が必要ではないか。以上の６点であります。以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　「議案第３１号　飯塚市協働のまちづくり推進条例」に反対の立場から討論を行います。この条例の検討が不十分である点は委員会で指摘したように数多くあるのですが、この場では３点のみ述べます。まず１点目、今回の条例制定に当たり、市は自治基本条例はつくらないという基本姿勢を打ち出しました。他方で、市が出している参考にした他自治体の条例を比較すると、自治基本条例と同様の規定を含む条例であったり、別個に自治基本条例がある自治体がほとんどです。また、策定委員会の中でも自治基本条例が必要だという意見も出ていました。家に例えると、自治基本条例という１階の上に協働のまちづくり推進条例という２階があるべきなのに、１階がない、このような状況だと言えます。２点目、条例の前文には次のようにあります。「市は、市民等及び活動団体と情報共有を図り、市民等の多様な意見を反映できる機会を設けながら、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、それぞれの役割に応じた取組を進めることで、地域の課題を自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。」、また、第３条に次のようにあります。「（基本理念）第３条　飯塚市の協働のまちづくりは、市民一人ひとりの人権を大切にし、市民等、活動団体及び市の、相互の理解、尊重及び協力に基づき推進するものとする。」とあります。しかし、前文にあるような市民等の多様な意見を反映できる機会を設けるような規定は条文にはありませんし、前文及び第３条から読み取れる地域の自己決定権、地域が地域のことを決める、もしくはきちんと市の政策立案過程に地域の意見を大切にする、尊重する、そのための仕組みをつくるといった規定もありません。３点目、条例では第２条の定義において、次のように定めています。「第２条第２号　市民等　次のいずれかに該当するものをいう。ア　市内に住所又は居所を有する者、イ　市内に事務所若しくは事業所を有する個人及び法人又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者、ウ　市内に存する学校に在学する者」、他方、第５条において、市民等の役割として次のように定めています。「（市民等の役割）第５条　市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、自治会活動など協働のまちづくりの実践に努めるものとする。２　市民等は、自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする。」とあります。第５条にある「まちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、自治会活動など協働のまちづくりの実践に努める」、「自らが居住する区域等の自治会加入に努める」といった努力義務を地域に住む方々、市民に課すのは理解できますし、私も必要だと思います。しかし、第２条、定義では、市民等として狭義、狭い意味の市民に加え、事業所などの団体や、そこで働く方々、さらには通学する学生までを定めています。そしてその方々にまでみずからがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、みずからができることを考え、自治会活動など協働のまちづくりの実践に努めてくださいと言い、さらには自治会加入に努めてくださいと言っているのです。地域にある商店や会社に地域のことを考えてほしい、自治会に入ってほしい、これはわかります。でも１００歩譲ってもここまでです。通勤・通学者にまでみずからがまちづくりの主体として認識し、考え、行動すること、さらには自治会加入に努めることを条例で書くのは間違っています。私たち議会は、市の行政のチェックをすることも役割ですが、立法機関として条例という法、ルールをきちんとつくっていくのは大きな仕事です。ある意味、法の番人でなくてはなりません。この条例で新たに創設される権利や義務はありません。急ぎつくらなくては困るような条例の必要性、立法事実も十分ではありません。まちづくりのための条例を制定することについては、その意義はあると認めますが、以上のようなことを考えると、本条例案をそのまま条例として、市民の法として制定し、通勤・通学者にまでまちづくりの主体として考え、行動すること、自治会に入るように努めることを求めるわけにはいきません。以上をもって、「議案第３１号　飯塚市協働のまちづくり推進条例」に対し、反対の討論といたします。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第２号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６号　令和２年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第８号　令和２年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第１５号　令和２年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、「議案第２６号　飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」、「議案第２９号　飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第３０号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、以上４件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

「議案第３１号　飯塚市協働のまちづくり推進条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第３２号　飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」、「議案第３６号　契約の締結（鯰田交流センター建設工事）」、「議案第３７号　財産の譲渡（牟田集会所建物）」、「議案第３８号　財産の譲渡（庄内元吉第２集会所建物）」及び「議案第３９号　財産の無償貸付け（ふれあい広場）」、以上５件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案５件は、いずれも原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前１１時０６分　休憩

午前１１時１５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。経済建設委員長の報告を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

経済建設委員会に付託を受けました議案１９件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第３号　令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第４号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第３号）」、及び、「議案第９号　令和２年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」、以上３件については、執行部から補正予算書並びに予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第１０号　令和２年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、執行部から当初予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、専用場外発売所地元協力金は売り上げの何％を支払っているのかということについては、専用場外発売所の設置者と所在の市町村が協議し、所在市町村に支払うものであるが、本市が管理施行している専用場外発売所１０カ所のうち、６カ所については、本市から専用場外発売所所在の市町村へ、売り上げの０．７５％を支払うことになっているという答弁であります。

次に、本年１月に八代市で専用場外発売所を開設したが、そのほかに専用場外発売所の設置は考えていないのかということについては、今後は、競輪とのコラボレーションで専用場外発売所をふやしていきたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１１号　令和２年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第１２号　令和２年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、「議案第１３号　令和２年度　飯塚市駐車場事業特別会計予算」、「議案第１４号　令和２年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」及び「議案第１７号　令和２年度 飯塚市水道事業会計予算」、以上５件については、執行部から当初予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１８号　令和２年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」については、執行部から当初予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本事業ではここ数年、３千万円程度の赤字が続いているが、利用事業者と工業用水道事業の廃止について協議しないのかということについては、廃止するとなると、上水道への切りかえに伴う設備改良や、水道料金の問題等が生じることとなる。また、仮に継続するとしても老朽管対策に多額の費用を必要とするため、今後、利用事業者と現状についての認識を共有し、方向性を検討していきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１９号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計予算」及び「議案第２０号　令和２年度 飯塚市立病院事業会計予算」、以上２件については、執行部から当初予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２４号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（農業委員等関係）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の条例改正により、月額報酬とは別に、農地等の利用の最適化の推進のための活動及び成果の実績に応じ、市長が別に定める額を年額報酬として支給することになるが、具体的にどのようなものが実績として認められるのかということについては、成果の実績としては、担い手への農地の集積と遊休農地の発生防止、解消が対象となり、農地中間管理機構を通じたものも対象となる。

また、農業委員の実績の把握については、提出される活動日誌を精査し、農地の集積がその農業委員の活動によるものかどうかの調査が大変重要になってくるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第３３号　飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、廃止される本町駐車場及び東町駐車場の跡地利用をどのように考えているのかということについては、東町駐車場跡地は別の道路事業用代替地として保有し、本町駐車場跡地は、市の施設駐車場としての利用について、健幸・スポーツ課と協議しているという答弁であります。

この答弁を受けて、周りに民間の駐車場や市の立体駐車場があるので、本町駐車場跡地は無料駐車場として利用するのではなく、中心市街地活性化や定住人口増加のために活用すべきであるという指摘がなされました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第３４号　飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」及び「議案第３５号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、以上２件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第４１号　権利の放棄（山倉外）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「放棄理由の一つに挙げている、関の山鉱山株式会社以上の優良企業は、現在も今後もないということの確証」については、経理的基礎、技術的能力、社会的信用の主要件を満たすこと、採掘事業の操業以降の実績及び安全管理においても国から優良であるとの表彰も受けていること、また何より、当該企業は市の所有鉱区に隣接した田川市側で操業してあることから、仮に他の事業者がこの鉱業権を取得した場合に、操業が極めて困難であることが明らかであり、今後も他の事業者があらわれないと判断しているという答弁であります。

次に、「今回の議案に交渉実績のない、福岡県採掘権登録２４７２号（甲区）が含まれているのはなぜか」ということについては、これまで２鉱区とも同じ理由により事業着手を延期しており、今後も２鉱区ともに事業着手の見込みがないこと、また、昨年提出された「飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）に関する請願」は、２鉱区双方に関して提出されたものと理解しており、この請願が採択されたということは、同地区の鉱業権及び土地の譲渡反対に対する飯塚市議会を含む地元住民の意思のあらわれであり、今後も合意を得られる見込みがないということで、２鉱区ともに鉱業権を放棄するものであるという答弁であります。

次に、「国に対する放棄による鉱業権の消滅登録申請を行う際、権利を放棄する理由等を意見書として添付しないのか」ということについては、放棄による鉱業権の消滅登録申請書には、鉱区所在地、登録番号、登録の目的の３項目についての記載事項があり、そのうち登録の目的には、放棄による採掘権消滅の登録と記載することで要件を満たすことから、特に意見等を付記することは考えていないという答弁であります。

次に、「放棄した鉱区について、他の民間事業者が新たな鉱業権の取得申請を行えないよう、市として取り組めないか」ということについては、現在所有している鉱業権については、「資金難のため」、「採算が取れないため」、「地元合意のできる適切な事業者があらわれるまで」等の理由により、事業着手の延期認可を受けてきたものであり、権利を放棄するからといって、その鉱区を制限する要望を行うことは、これまで継続してきた行政の意思と相反するものと判断し、現在のところ、市として取り組む考えはないという答弁であります。

次に、「地上からではなく、地下から採掘が行われ、振動や騒音、水への影響もないような工法により、地域の方々に迷惑をかけず合意が得られる事業者があらわれるまで、事業着手の延期申請は行えないか」ということについては、九州経済産業局や経済産業省資源エネルギー庁によると、技術的には可能であっても、採算ベースに見合わない工法は採掘許可が認められない可能性が高いとのことである。また、提案された工法は現実的には極めて困難な工法であり、このことを理由としての延期申請はできないと判断しているという答弁であります。

次に、質疑応答の主なものとして、この議案が否決され、延期期限が切れた後はどのようになるのかということについては、放棄の申請も事業着手の延期申請もしなければ、鉱業権の取り消し処分ということになるので、鉱業法第５６条の規定により、九州経済産業局から本市が聴聞されることとなるが、聴聞会開催の後、早ければ年末に鉱業権取り消しの処分が確定することになる。また、この処分に対する不服申請も可能であるが、不服申請を行った場合には裁判になることもあり、さらに処分の確定が延びる可能性があるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第４５号　市道路線の廃止」及び「議案第４６号　市道路線の認定」、以上２件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第１０号」、「議案第１２号」、「議案第１４号」、「議案第１７号」、「議案第２０号」及び「議案第４１号」に反対の立場から討論を行います。

まず、小型自動車競走事業会計予算案についてであります。オートレース事業は、一方で、スポーツや観光としての愛好者があるにもかかわらず、公営ギャンブルを民間事業者に委ね続けて矛盾を深め、今後の展望がないままであります。

次に、卸売市場特別会計予算案についてです。卸売市場移転建てかえは、構想の過程で水産部廃止が決まるなど、想定外の事態が続く中、決定した移転場所は、地元業者が利用するには立地が適当でないと考えられ、使用料などから将来的に地元業者の利用が心配されており、構想から抜本的に見直すべきであります。

次に、工業用地造成事業特別会計予算案についてであります。巨額の財政出動にもかかわらず、当初構想の自動車関連企業の誘致に失敗、ボタ山跡地開発による鉱害による市の負担の発生の危険性、地元雇用の効果を市が把握できていない現状があります。

次に、水道事業会計予算案については、全ての浄水施設の管理運転を１０年を超える長期にわたり民間事業者に委託し続けて、本市の事業遂行能力が技術面で低下し、このままでは失われてしまう危険性が進行しています。一方、予想される給水人口の減少傾向の一方で、病院など重要施設を初めとした老朽水管の更新費用の増嵩などの経営面の影響を、公的な立場から住民とともに打開する立場は弱いものがあります。国の水道民営化法の号令に従って、公的な責任を放棄して、民間の利潤追求を保障する水道事業の民営化を導入することは、水道事業の破綻につながりかねず、認められません。安全、安定、安価の水道事業を守るには、公的な責任の強化こそが必要であります。メガソーラー乱開発が迫っている白旗山にある２万人に供給する５つの水道施設の安全確保について、福岡県が安全だとして林地開発を許可していると言い張り、調査さえ行わないとし、ついにけやき台団地真上の上高雄配水池や上高雄ポンプ場に危険が迫る事態となっているのは極めて重大であります。

次に、市立病院事業会計予算案についてであります。２００３年、平成１５年、筑豊労災病院を廃止する国の攻撃に対して、地域が団結して存続を実現した市立病院は、再び再編・統合の対象と名指しされるに至りました。地域医療の中核病院として市立病院を守り、充実させるために、地域共闘を広げることと連動して、病院管理運営協議会に弁護士のほか、患者等市民及び病院職員の立場にある人を３人ずつ早急に加えることが急がれます。この１３年の間に、市立病院は急患の受け入れなど、地域医療においてなくてはならない役割を果たしてまいりました。施設面では大規模な財政出動もありました。医療現場は医師、看護師、ほかの医療スタッフの不足が心配されています。この間、指定管理者となった地域医療振興協会が全国で担当する医療機関は、２０施設程度から７３施設へ急増していることは、市として注意を払う必要があります。

最後に、権利の放棄（山倉外）についてであります。１２月議会で関の山鉱山株式会社への鉱業権及び市有地の売却議案を議会が否決した現在、市長が地元住民と議会の決意を真摯に受けとめて行うべきは、第１に、地元住民の合意がなければ、鉱業権も市有地も売却しないとした国も認めた立場を踏みにじり、関の山鉱山株式会社と売買の仮契約を、地元にも議会にも隠れて結び、議会に売却議案を提出したことを謝罪すること。第２に、麻生セメントのためと言うべきか、鉱業による利益のために、地元の公共の福祉を犠牲にするという住民福祉を図ることこそ、地方自治の本旨とすることを明らかにした本市の市長としてはふさわしくない思考を改め、将来にわたって関の山を守る決意を内外に明らかにすること。第３に、鉱業権に対して最も有効な対抗策として、市有地を手放さない宣言を行い、第４に、農業用水確保のためのポンプ運転維持など鉱害賠償行為の放棄について、関の山鉱山株式会社に厳しく抗議し、復旧を要求するとともに、みずから優良企業ではないことを認めたものと指摘し、九州経済産業局長に通報して是正措置の指導を求めることであります。関の山を守りたい、鉱害は許さないとした請願第１号を大切にする立場に立つならば、重ねて市長が１、鉱業権をみずから放棄せず、保有継続を国に求めること。２、さきに述べた地元公共の福祉を守る立場から、鉱業法第１５条、鉱区に関する制限、つまり、鉱害等調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益または農業、林業もしくはその他の産業と対比して適当でないと認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した区域はその鉱物については、鉱区とすることができない、この規定に基づく措置を求めること。３、市有地を売却しないこと。４、保安林を解除させないこと。この４点が大切であります。本市が所有する２つの鉱業権について、採掘着手延長許可が８月末に期限を迎えることになると、九州経済産業局長による鉱業権の取り消し決定の手続、鉱業権取得を希望する事業者公募開始手続まで相当時間がかかるわけであります。この間に、さきに述べた４点を本市が行う時間は十分にあります。にもかかわらず、今回、市がみずから鉱業権を放棄すれば、その時間を失うことになります。しかも、１、市有地売却について市長が、鉱業の利益のためには売却して協力せざるを得ないという立場を撤回していないこと。２、鉱業権売却議案否決の後、関の山鉱山株式会社が令和元年１２月１６日、農業用水供給ポンプの維持管理を放棄すると地元に通告し、入水自治会長と生産組合長の深刻な相談を受けた商工観光課長と庄内支所経済建設課長の担当課長らが、市長にも部長にもその他の関係課長にも伝えなかったと議会で答弁したこと。３、令和元年１２月２４日、売買仮契約書解消合意書を、関の山鉱山株式会社が快諾、快く受け入れたと答弁したこと。これらを考慮すれば、不透明な動きは拭い切れないのであります。鉱業権放棄を可決することは、関の山を守る闘いにとっては不利、関の山の鉱業権獲得と採掘を急ぐ勢力には有利ということになるわけであります。よって私は、鉱業権放棄の今回の議案にはきっぱり反対するものであります。以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第３号　令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第４号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第３号）」及び「議案第９号　令和２年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

「議案第１０号　令和２年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第１１号　令和２年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第１２号　令和２年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第１３号　令和２年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第１４号　令和２年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第１７号　令和２年度 飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第１８号　令和２年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」及び「議案第１９号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計予算」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

「議案第２０号　令和２年度 飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第２４号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（農業委員等関係）」、「議案第３３号　飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」、「議案第３４号　飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」及び「議案第３５号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、以上４件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

「議案第４１号　権利の放棄（山倉外）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第４５号　市道路線の廃止」及び「議案第４６号　市道路線の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

令和２年度一般会計予算特別委員会に付託していました「議案第５号」を議題といたします。令和２年度一般会計予算特別委員長の報告を求めます。２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

本特別委員会に付託を受けました、「議案第５号　令和２年度 飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出の総務費、企画費、「ふるさと応援寄附事業費」について、これまで一般財源を充当していた事業に対し、ふるさと応援基金を充てることとしているが、基金の活用によって、既存事業の拡充や新規事業の実施が可能となるのかということについては、ふるさと応援基金はふるさと応援寄附金がどのように活用されているか、成果や効果を可視化するために設置したものであり、新たに財源がふえたということではない。既存事業の拡充や新規事業の実施については、必要性等を検討した上で基金を活用したいという答弁であります。

次に、民生費、高齢者福祉費、「認知症高齢者等個人賠償責任保険料」について、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とはどういったものなのかということについては、在宅で生活を続ける認知症高齢者等の増加に伴い、徘徊等により第三者に損害を与える機会の増加も予測されるため、在宅の飯塚市認知症高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク事業登録者を対象として、保険に加入した対象者が日常生活において他人にけがを負わせるなど、第三者への損害賠償責任が発生した場合に、１件当たり最大３億円を限度として相手方への賠償のみ補償する事業であり、その保険料については、市が負担することとしているという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、「保育士確保対策事業費」について、幼児教育・保育の無償化に伴って、市の費用負担はどのようになっているのかということについては、無償化の前後で比較すると４千万円弱の負担減少となる見込みであるという答弁であります。

この答弁を受けて、負担減少によって生じた財源は、保育士確保対策や、保育の質の向上に充てるべきであるという要望が出されました。

次に、衛生費、健康づくり推進費、「産後ケア事業委託料」について、ゼロ歳児への児童虐待が多いと言われているが、産科医療機関等が産後ケア事業を実施した後のフォローはどのように考えているのかということについては、産後ケアにおいて、産後鬱の指標として用いられるエジンバラ調査票等を必要に応じて活用し、継続支援の必要な母子を把握した場合は、随時保健センターに報告してもらうこととしている。これを受けて、保健師が継続してその母子への訪問等の支援を行うという答弁であります。

次に、農林水産業費、農業振興費、「有害鳥獣駆除対策事業費」について、有害鳥獣捕獲員の高齢化など課題を抱えているが、駆除体制のあり方についてどのような検討を行っているのかということについては、箱わな設置後の有害鳥獣捕獲員の見回り労力低減を図るため、箱わなにセンサーを設置し、イノシシがわなにかかった際にメールでの通知等を行う衝撃遠隔監視システムの実証実験を行うなど、調査研究を継続しながら、有害鳥獣駆除対策に取り組みたいという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、「商工業振興事業費」について、筑前茜染活用事業の内容はどのようなものなのかということについては、日本で初めて「日の丸」を染めた筑前茜染をリスタートさせ、その技術の継承とあかね色に染めた商品により本市の茜統一ブランドを創り出すことを目的として、「茜染め保存会」の方々を含む協議会等の設置を行い、地域伝統文化勉強会や茜染め育成・染物体験による知識習得、さらには、パイロット製品の作成や商品開発等のニーズ意向調査などを行うことにより、持続可能な事業となるよう取り組んでいきたいという答弁であります。

次に、土木費、土木総務費、「定住化促進事業費」について、住宅取得移住奨励補助金の対象者を筑豊圏域外としたのはなぜかということについては、近年の人口移動を分析すると、福岡都市圏及び東京圏からの転入者が少なく、また県内の福岡、北九州、筑豊、筑後の４地域では、筑豊地域外からの転入者が少ないため、対象者を筑豊地域外とした制度を創設することで、圏域や地域を越えて、本市を移住先の候補として選択いただけるよう、働きかけるものであるという答弁であります。

次に、消防費、災害対策費、「止水板設置補助金」について、大雨による浸水被害の軽減を目的として、個人が自宅等における止水板等の設置費を補助するものであるが、分譲マンションの管理組合や、個人商店等も補助対象としているのかということについては、個人や事業者の区別はなく、市内建築物の所有者または使用者を対象としているが、使用者の場合は設置に関して土地や家屋所有者の承諾を必要とする。また、建物の販売を目的とした物件に設置する場合は対象外としているという答弁であります。

次に、教育費、教育振興費、「職員給与費」について、現在、特別支援教育支援員の任用期間が夏休みの期間中は一旦途切れる形となっているが、今後はどのようになるのかということについては、令和２年度からパートタイムの会計年度任用職員として任用するため、本人の都合によって一旦雇用を辞退される場合を除き、１年間を通じて雇用することとなり、健康保険も１年間を通じて加入できるようになるという答弁であります。

次に、総括質疑として、「当初予算と財政見通しとの比較」について、財政見通しで、財源調整のための基金を１５億７千万円取り崩す予定となっていたが、今回の予算では、それを上回る３３億３６３１万円の基金取り崩しとなっている。この差はどのような理由から生じているのかということについては、財政見通しは決算額をベースに作成しており、予算執行の結果、発生する執行残が差としてあらわれると考えている。平成３０年度の最終予算と財源調整のための基金繰り入れを除いた実質収支を比較すると約２０億８千万円の差が生じており、委員が指摘する約１７億７千万円の差については、決算においては縮減され、財政見通しで示す額に近づくと想定しているという答弁であります。

このほか、審査の過程において、穂波地区まちづくり協議会の組織体制、モバイル端末機器の導入推進、部落差別解消団体補助金の補助対象経費のあり方、性犯罪防止対策防犯カメラ設置費補助金活用に向けた関係団体への周知、老朽危険家屋解体撤去補助金における補助対象者の要件見直し、高齢者運転免許証自主返納促進事業の促進に向けた高齢者の移動費用の検証、ロタウイルスワクチンの任意接種に対する助成、滞在型観光ルートの創設、いいづかスポーツ・リゾート開館式典等の市費負担、道路路面下空洞調査の実施、高田小学校のプールの水質調査、文化会館改修工事と建てかえの検討、過疎対策事業債の一歩踏み込んだ活用法、新型コロナウイルス感染症対策における緊急課題への多面的な対応等について、多くの提言なり指摘がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態に対応する予算がないことなどから本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　令和２年度一般会計予算特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は２０２０年度一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。新型コロナウイルス対策について、飯塚市役所が現在、全庁を挙げて、全力を挙げていることに敬意を表すものです。今日、自民党、公明党及びそれを補完する勢力に支えられ、麻生太郎副総理のリードを受ける安倍政権が立憲主義と憲法９条壊しを進め、桜を見る会、検事長任期延長など、黒い不透明感が政権につきまとう中、消費税を１０％に引き上げるなど、国民の暮らしと中小業者の営業を脅かす一方で、軍事費を米軍とともに海外展開できるまでに膨らませ、大規模公共工事の無駄遣いを広げるなど、アメリカと財界大企業の言いなりの政治を進めています。こうした中、発生した新型コロナウイルスの流行は、国民生活と経済を深刻な危機に陥れています。今、本市は、地方自治体として住民を守る立場から、大きな役割発揮が求められているのであります。我が国の経済については、先ほど述べましたように、昨年１０月の消費税増税が新たな大不況をつくりつつある中で、家計消費は２カ月連続マイナス、景気動向指数は４カ月連続悪化、日銀短観は６年９カ月ぶりの悪化であります。中小業者は増税による消費の低迷、大手との値引き競争、複数税率による事務負担の増加、ポイント還元の重荷など、三重、四重の打撃をこうむっています。まさに安倍大失政であり、その責任は重大であります。さらに、新型コロナウイルスによる経済危機は極めて重大です。本市は、地方自治体の本旨が住民福祉の増進を図ることにあることを第２次総合計画で明記し、その姿を「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」と打ち出しました。この総論は重要であります。その上でさらに踏み込んで、今求められる本市のまちづくりは、私は、安心と福祉のまちづくりだと考えるのです。災害対策は、まちづくりの最も大きな土台の一つであります。本市が「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」へ前進するには、第２次総合計画の中にありながらも、次々に生まれる異質なもの、あるいは逆流を適格に捉えて、それに対抗する勇気と知恵と能力が必要であります。キラリと光る地域づくりという市長が施政方針説明で述べた目標は、本来は、小さくともキラリと光る福祉のまちづくりであるはずだと考えます。片峯市長は、福岡都市圏と北九州都市圏の真ん中にあって、飯塚市の価値をこれまで以上に高め、キラリと光る地域となるための取り組みを推進していく必要があると述べた上で、「すべては市民とその未来のために～本物志向・未来志向のまちづくり」を目標とするとし、そのために「チャレンジ（未来への挑戦）」、「チェンジ（勇気ある変革）」、「チェイン（信頼の結合）」の構築を図るとしました。「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」という都市目標像とは、どういう関係になるのでしょうか。私の一般質問に対して市長は、それを否定するものではないと説明をしました。そこで今回、総額で約６９０億円に上る片峯市長４年目の一般会計予算案を、新型コロナウイルス対策の緊急課題への対応の視点及び暮らし応援、無駄遣いのチェック、公正で透明な市政運営の３つの視点からチェックし、前向きの提案もしてきました。まず、新型コロナウイルス緊急事態への対応予算の計上が全くないことは重大であります。市民生活の緊急防衛、家計と中小企業への強力なサポートのために、例年並みの予備費５千万円では無理であり、平成１５年大水害に対応した旧飯塚市の融資預託金１３億円を考慮に入れた緊急の大幅な組みかえが必要であります。検査に関する相談体制、市民生活全般に関する相談体制、備蓄が令和２年３月１３日現在で９万５千枚あるマスク、消毒用アルコールの適切な緊急配布、小中学校の春休みまでの休校措置の見直しと新学期対策、市が責任を負う公共施設及び子どもと高齢者にかかわる施設における感染防止対策、市ができるあらゆることを行うとともに、この際、政府に対してしかるべき緊急対策を求め、新型コロナウイルスによる緊急事態に対応するために経済対策としても、消費税５％への緊急減税を求めるべきであります。ここで新型コロナウイルス対策について、片峯市長並びに西教育長の適切な対策強化を求めるために、２つの指摘をしておきたいと思うのであります。

第１は、新型コロナウイルス対策について、令和２年２月２５日の施政方針説明において一言もなかったこと。しかも、その指摘に対して市長は、市役所内で検討し作成したものであり、私見を述べるのを差し控えた。今後は対策本部の責任者として最大限の努力と、市政の最高責任者としての反省は全く見られないのであります。令和２年１月２９日、新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて、新型コロナウイルス警戒室を設置、翌１月３０日、同警戒室第１回会議開催、２月６日、協働環境委員会、２月２０日、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく新型コロナウイルス対策本部設置及び「新型コロナウイルス対策について」を発表。２月２５日、施政方針説明であります。その後、２月２７日、２月２８日、３月４日、３月１１日と「新型コロナウイルス感染症対策について」を発表。この日程を振り返れば、市長が指揮をとり、施政方針に反映させる時間は十分にあったと言えます。

第２は、３月２日から続いている小中学校等の本市で９９１６人の児童生徒に影響を与える一斉臨時休校措置は、新型コロナウイルス感染対策本部が決定し、片峯市長の政治判断とされ、学校長に指示をしたとの教育部長の説明でした。そもそもこの対策本部に決定権はなく、どの感染症の状態のフェーズにおいても、一斉休校の規定はなく、新型インフルエンザ等対策行動計画から、全く逸脱したものであります。公衆衛生上も二重、三重の安全装置があり、バランスのとれた給食もあり、学びやである学校を一方的に休校とされ、多くの子どもたちが濃厚接触によって総体的に感染リスクの高い児童クラブで朝早くから夕方まで過ごすことになりました。子どもが元気に早く学校に戻って来られる日を待ち望んでいるという教育長が、３月２日から１３日まで、児童クラブのこの実態を自分の目で見に行かなかったのは、西教育長らしからぬところですが、それを生んだのは安倍首相の科学的根拠も示さず、直接専門家の意見を聞かない独断をまともに受けとめてしまった片峯市長の、いわゆる政治判断にかかわるものと断ぜざるを得ません。

続いて、３つの視点の第１、暮らしの応援についてです。子ども医療費助成は外来において小学校６年生までから中学３年生にまで対象を拡大したことであり、子育て世代にとって大きな一歩前進ですが、自己負担１２００円の解消が課題として残ります。私は不要不急の事業をチェックし、財政調整基金を初め、さまざまな基金を活用し、ほぼ６９０億円に上る一般会計予算の１．２９％程度を組みかえて、財源を確保して実現できるいわば「暮らしアップ９億円プラン」を市長に提案しました。ごみ袋代を福岡市並みに引き下げるには１．２億円、児童クラブ利用料を半額にするには４０９２万円、学校給食費を半額にするには１億６２５０万円、保育所無償化には４億９千万円、子ども医療費、中学３年生までの自己負担ゼロ、無料化には８千万円、合わせて８億９千万円であります。市は行政経営部長がこの提案に対し答弁に立ち、住民福祉の増進につながる一つの方法であると認識、保育料の完全無償化に関しては、国が制度化すれば、市長会を通じて要望していく、市政評価で無駄の削減に取り組んでいるが、現時点では４億円規模の見直しは難しい、厳しい、慎重に検討、研究する必要があるとの見解を示すにとどまりました。しかし、９億円にしても、４億円にしても、市長がその気になればできることだと、私は思うんです。不要不急の事業を本気で見直す気があるかということが問われるのであります。討論に当たり、指摘すべき第１は、飯塚市に生を受けて、希望しても保育所に入れなかった５７人の赤ちゃん、施設に入ったために、４８枚の福祉タクシー券をもらえなくて困っている障がいのある高齢者、フリースクール制度を希望して小規模校に通学を始めたが、悩みを訴える子どもたち、保育所待機児について現況報告を求めても眺めるだけ、校長から報告がないからといって、事実がないかのように調査さえも拒否する、一人一人の子ども、一人一人の市民の声を大切にする努力の積み重ねがなければ、光るべきものも光らないのではないかということであります。

２年前に西日本豪雨によって水没した庄司川排水機場の操作要領が改訂され、洪水時のポンプの運転停止基準が書き込まれました。今回、操作委託契約をするに当たり、洪水時に水門はあけないという記述を書き込むこと、また、確認書を書くことを遠賀川河川事務所長に求めるべきでもあります。小中一貫校構想と一体に通学路の安全対策も不十分なまま強引に進められ、２１８億円を投入した学校統廃合、１３０億円構想と言われた新庁舎建設、この大規模公共工事に続くものと打ち出されたのが、新体育館、卸売市場、筑豊ハイツ、この３施設で、１００億円にも膨れ上がらないか心配されます。総事業費約４３億９千万円、新年度だけでも約２５億円を投入する新体育館建設は、スポーツ施設機能とともに、災害時避難所機能を持つものとし、構想されましたが、立地が適当とは考えられない上に、市が正当に設計した価格では不足として、１度ならず２度までも業者が辞退して、先日の総務委員会では入札対象業者の評価点を下げてでも対象をふやし、次は成立させたいとの無茶な意思が執行部によって示されたのであります。しかし、今後も先行きは極めて不透明であります。さらに、仮にも住民のための公共施設建設において、一部勢力の思惑に屈服するようなことがあってはなりません。この際、新体育館事業は一旦凍結し、現体育館の２億円程度でもできるとかつて説明があった耐震補強を初めとして、改修工事を行う選択肢を「Ｂプラン」として、本格的に検討を始めるべきであります。

卸売市場建てかえは、地元業者が利用するには立地が適当でないと考えられ、使用料などから将来的に地元業者の利用が心配されており、構想から抜本的に見直すべきであります。

公正で透明な市政運営という３つ目の視点であります。部落解放同盟と同和会に対する部落差別解消推進団体への補助金約２２５７万円は、合併後の１５年間で４億６千万円を超えます。この市民の税金は一体何に使われたのかと言いますと、その大半はこれらの団体幹部の人件費、構成員の集会や会議に参加した際に給付される日当などであるとの説明であり、市の補助目的からさえも逸脱が見られ、極めて不適切です。こうした団体から幹部が本市の少なくない各種審議会や諮問機関にメンバーを派遣している実態はなお不透明ですが、同和対策施設条例の廃止に抵抗し、人権に関する本市の条例改正に当たっても事前交渉を４回も行い、さらに現在、市は３３０戸に及ぶ市営住宅を１８年にわたり一般公募を行わず、その是正に当たり、独占的入居推薦権を維持し、推薦に当たって特別会費を徴収している部落解放同盟にお伺いを立てなければ改善できないという特殊な癒着が強まっていることを厳しく指摘しなければなりません。また、ＮＰＯ人権ネットいいづかはもともと、部落解放同盟中央の方針に沿ってつくられた団体が出発です。独占的な随意契約によって、本市は合併後の過去１４年間に５億円、新年度５１３１万５千円を加えれば１５年連続独占で総額５億６千万円を超える巨額の委託料の投入となります。期限の定めのない独占的随意契約によって、毎年５千万円が投入されるわけです。この団体補助金と委託料は、今年度合わせて７３８０万円にも上るわけであります。今直面する住民の切実な願いと要求に真剣に向き合い、住民福祉の増進を大きく進める決意を固め、国の制度とともに、過去最高水準にまで膨れ上がった各種基金の活用も含めて行い、また、大型公共事業の無駄遣いに大胆にメスを入れ、公正で透明な市政運営へ流れを切りかえれば、第２次総合計画の流れに沿った安心して暮らせる福祉のまちづくり、小さくともキラリと光る福祉のまちづくりは大きく前進させることができる、このことを指摘して、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５号　令和２年度 飯塚市一般会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第４７号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第４７号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。「議案第４７号」は令和２年５月１６日付をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、上田敬子氏を引き続き、同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第４７号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました上田敬子さんから、挨拶をしたい旨の申し出があっておりますので、これをお受けいたします。上田敬子さん。

○上田敬子

　失礼いたします。このたび教育委員としてご同意をいただきました上田敬子でございます。飯塚市議会におかれましては、子どもたちの未来を見据えた先見の明と熱い教育へのご期待のもと、さまざまなご支援、ご高配をいただいておりますことに心から感謝とお礼を申し上げます。おかげさまで、飯塚市では急速に変化していく世の中を、子どもたちがたくましく生き抜いていける力をつけられるように、さまざまな取り組みを市全体で先進的な取り組みをさせていただいております。また、ただいまは、新型コロナウイルスの感染拡大予防のために、国の大きな対策として、飯塚市も臨時休校をさせていただいておりますけれども、本当に何が起こるかわからない昨今でございます。教育委員会事務局も、それから教育の現場も、これまで経験したことのないような災害や、それから、思いもよらない事態に緊急危機管理として、子どもたちの安全を第１に、知恵と力を合わせて取り組んでいただいております。私も大変微力ではございますが、お役に立てるように、そしてますます飯塚市の教育が充実、発展できますように、誠心誠意努力してまいる所存でございます、どうかよろしくお願いいたします。本日は貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　「議案第４８号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第５１号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの４件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第４８号」から「議案第５１号」の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明いたします。令和２年６月３０日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第４８号」から「議案第５０号」は、白神郁子氏、小出康子氏、手島久子氏を引き続き、同委員の候補者として、「議案第５１号」は、山本富美恵氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第４８号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第４９号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第５０号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第５１号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第５３号　教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第５３号」の教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてご説明いたします。「議案第５３号」は、令和２年３月３１日付をもって任期満了となります教育委員会教育長につきまして、武井政一氏を新たに同教育長として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５３号　教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました武井政一さんから、挨拶をしたい旨の申し出があっておりますので、これをお受けいたします。武井政一さん。

○武井政一

　ただいまご同意をいただき、教育長に就任することになりました武井政一でございます。飯塚市が進めるまちづくりにとって教育は人づくりを担い、その礎として重要な役割を担っております。微力ではございますが、飯塚市が目指すべき教育の実現に向けて、飯塚市の未来を担う子どもたちのため、そして市民のために鋭意努力をしてまいる所存でございます。市民の皆様、市議会議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶にさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　「議員提出議案第１号」から「議員提出議案第３号」までの３件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

　「議員提出議案第１号」から「議員提出議案第３号」までの提案理由の説明をいたします。「議員提出議案第１号」、「議員提出議案第２号」、「議員提出議案第３号」、以上３件について、提案理由の説明を申し上げます。本案３件はいずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。１つ目の「新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）」は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣宛てに、「議員提出議案第２号　中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛てに、「議員提出議案第３号　公立・公的病院の再編統合に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣及び厚生労働大臣宛てにそれぞれ提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案３件は会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出」、「議員提出議案第２号　中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第３号　公立・公的病院の再編統合に関する意見書の提出」、以上３件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

「報告第１号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（林　泰記）

「報告第１号」の専決処分についてご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の１２３ページをお願いいたします。

本件事故は、令和元年１１月１２日火曜日、午前７時１５分ごろ、飯塚市潤野地内の市道「潤野工業団地線」において、当事者が潤野方面から花瀬方面へ走行中、進行方向左側にできたくぼみに、車両左側後輪がはまり、タイヤ及びホイールを損傷させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が５０％であり、損害賠償額は２万２７７０円となっております。

道路の点検補修につきましては、広報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第２号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）」及び「報告第３号　専決処分の報告（支払督促申立に対する異議申立て（市営住宅使用料請求事件））」、以上２件の報告を求めます。住宅政策課長。

○住宅政策課長（臼井耕治）

「報告第２号」、専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申立てについて専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告をさせていただきます。

議案書の１２５ページをお願いいたします。

清水谷住宅居住の１名については、住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に訴訟提起し、本人が出廷しないまま明け渡し判決が出されたが、送達後に滞納使用料を一部納入し和解の意思を示しました。

このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものであります。

和解の条件としましては、１、滞納使用料を分割し、毎月支払うこと。２、今後の住宅使用料について毎月納期限までに支払うこと。３、分割納入を２回怠った場合または住宅使用料の支払いを通算して３カ月以上怠った場合は、住宅を明け渡し、住宅使用料全額を即座に支払うこととしております。

引き続き、「報告第３号　専決処分の報告」について報告させていただきます。

議案書の１２６ページをお願いいたします。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告をいたします。

白旗団地住宅居住の１名について、長期間住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼び出しにも応じない。このため、滞納市営住宅使用料の支払いを求めて、飯塚簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行ったものであります。

この支払い督促に対し、相手方が督促異議の申し立てを行ったことにより、民事訴訟法第３９５条の規定により、支払い督促の申立て時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟の手続に移行したものであります。

被告に対する請求といたしまして、１、未払い市営住宅使用料を支払うこと。２、訴訟費用を支払うこととしております。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件２件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第４号　専決処分の報告（支払督促申立に対する異議申立て（学校給食費請求事件））」及び「報告第６号　専決処分の報告（支払督促申立に対する異議申立て（学校給食費請求事件））」、以上２件の報告を求めます。学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

「報告第４号」及び「報告第６号」について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分をしましたので、同条第２項の規定に基づきご報告申し上げます。

「報告第４号」は議案書の１２７ページ、「報告第６号」は追加議案書の３ページでございます。

事件の概要の２件、２名の者は、学校給食費を滞納し、再三の催告にも関わらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じなかったため、飯塚簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。この支払督促に対し、相手方が督促異議の申し立てを行ったため、民事訴訟法第３９５条の規定により、訴訟手続に移行したものでございます。

今後も引き続き学校給食費の支払いに対し誠意を示さない滞納者につきましては公正・公平性の観点から厳正に法的措置を行い適正化に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件２件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第５号　平成３０年度児童虐待に関する状況の報告」を求めます。子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（深江美恵）

「報告第５号　平成３０年度児童虐待に関する状況の報告」について、資料に基づき、ご報告いたします。本報告は、飯塚市の子どもみんなで守る条例第２８条の規定に基づき、本市における平成３０年度の児童虐待の発生状況等について報告するものでございます。報告書は、第１章　家庭児童相談、第２章　児童虐待相談、第３章　市の施策の実施状況の計３章で構成しており、参考として、「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を添付しております。

第１章の家庭児童相談といたしまして、１ページから５ページにかけまして、家庭児童相談件数の推移、相談の種別、相談対象者の年齢の状況、主な相談経路、対応状況を掲載しております。平成３０年度の家庭児童相談件数は、２２５４件、１８２世帯で、前年度の２１０２件、１４７世帯と比べ、１５２件、３５世帯、件数で申しますと７．２％、世帯数で申しますと、２３．８％増加しております。年齢はゼロ歳から３歳までが６５世帯と最も多く、全体の３５．７％を占めております。また、相談の経路は保健センターが８５世帯と最も多く、全体の４６．７％を占めております。

第２章の児童虐待相談といたしまして、６ページから１２ページにかけまして、児童虐待相談件数の推移、主な相談経路、主たる虐待者、虐待の種別、被虐待児童の年齢の状況、対応状況、世帯の状況を掲載しております。平成３０年度の児童虐待相談件数は、１１４９件、５０世帯で、前年度の６３１件、３５世帯と比べ、５１８件、１５世帯、件数で申しますと８２．１％、世帯数で申しますと４２．９％増加し、過去最多となっております。虐待相談の経路は学校が１４世帯で最も多く、全体の２８％を占めており、また、虐待の種別は身体的虐待が２２世帯と最も多く、全体の４４％を占めております。

第３章の市の施策の実施状況としまして、１３ページに発生予防のための取り組みとして、児童虐待防止推進月間の取り組みを掲載しております。平成３０年度の児童虐待防止推進月間を中心とした取り組みとして、１１月に実施しました街頭啓発活動、子どもの虐待防止講演会、横断幕・のぼり旗設置、その他の活動として、４月の街頭啓発活動、１４ページに早期発見・早期対応としての取り組みとして、飯塚市要保護児童連絡協議会の代表者会議、部会の開催等、家庭児童相談室の職員体制を掲載しております。参考として、１５ページから２２ページにかけまして、「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を掲載しております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。７番　金子加代議員、２４番　平山　悟議員、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しましたので、会議規則第７条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

本年度で退職される議会事務局長を初め、職員の皆様、長い間大変お疲れさまでした。退職後も、その経験とお知恵を飯塚市発展のために使っていただきますようによろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、令和２年第１回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後　０時４５分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２６名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

　（　欠席議員　　２名　）

５番　　土　居　幸　則

２５番　　古　本　俊　克

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　村　上　　　光

議事総務係長　　太　田　智　広

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　藤　中　道　男

　　都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　中　村　洋　一

住宅政策課長　　臼　井　耕　治

土木管理課長　　林　　　泰　記

学校給食課長　　小　柳　朋　之

子育て支援課長補佐　　深　江　美　恵